

平成22年度

美馬市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

美馬市監査委員



美 監 査 第 61 号
平成23年8月11日

美馬市長 牧 田 久 様

美馬市監査委員 松 家 忠 秀
美馬市監査委員 藤 原 英 雄

平成 22 年 度 美 馬 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 に つ い て (提 出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

平成22年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

1 審査の対象

【健全化判断比率】

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

【資金不足比率】

- (1) 水道事業会計
- (2) 公共下水道事業特別会計
- (3) 農業集落排水事業特別会計
- (4) 美馬温泉保養センター事業特別会計
- (5) 一の森ヒュッテ事業特別会計
- (6) 簡易水道事業特別会計

【算定の基礎となる事項を記載した書類】

2 審査の手續

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、算定の基礎となる計数は正確であるか、各比率の算定は適正かつ客観的な方法によりなされているかどうかの主眼を置き、決算書その他証拠書類の照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたその他の審査手續を実施した。

3 審査の期間

平成23年7月25日から平成23年8月10日まで

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要は、以下のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 早期健全化基準 |
|------------|--------|--------|--------|---------|
| ① 実質赤字比率 | - | - | - | 13.00 |
| ② 連結実質赤字比率 | - | - | - | 18.00 |
| ③ 実質公債費比率 | 13.6 | 15.7 | 16.8 | 25.0 |
| ④ 将来負担比率 | 86.9 | 114.6 | 125.6 | 350.0 |

① 実質赤字比率について

平成22年度の一般会計等は450,105千円の黒字決算であり、実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率の数値はない。

② 連結実質赤字比率について

全会計の収支合計は916,581千円の黒字決算であり、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率の数値はない。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は13.6%であり、早期健全化基準25.0%の範囲内で運営されている。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率については86.9%であり、早期健全化基準350.0%の範囲内で運営されている。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

| 会 計 名 | 資金不足比率 | | | 経営健全化基準 |
|--------------------|--------|--------|--------|------------|
| | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | |
| ① 水道事業会計 | - | - | - | 各会計とも20.00 |
| ② 公共下水道事業特別会計 | - | - | - | |
| ③ 農業集落排水事業特別会計 | - | - | - | |
| ④ 美馬温泉保養センター事業特別会計 | - | - | - | |
| ⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計 | - | - | - | |
| ⑥ 簡易水道事業特別会計 | - | - | - | |

- ① 水道事業会計について
平成22年度水道事業会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ② 公共下水道事業特別会計について
公共下水道事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ③ 農業集落排水事業特別会計について
農業集落排水事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ④ 美馬温泉保養センター事業特別会計について
美馬温泉保養センター事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計について
一の森ヒュッテ事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。
- ⑥ 簡易水道事業特別会計について
簡易水道事業特別会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率の数値はない。

(3) むすび

以上が、健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率審査の概要である。
平成22年度決算においては、いずれの健全化判断比率も数値がないか、又は早期健全化基準の範囲内の数値となっている。
また、すべての公営企業において資金不足比率は生じていない。
今後とも、健全な財政運営に努められたい。

平成23年8月11日

美馬市監査委員 松 家 忠 秀

美馬市監査委員 藤 原 英 雄

美馬市長 牧 田 久 様